

農業水路等長寿命化・防災減災事業

【平成31年度予算概算決定額 20,813 (20,020) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展を後押しするため、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進するとともに、効果を最大限に発揮するための取組を支援します。

<政策目標>

- 施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合 約5割以上 [平成32年度まで]
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約34万ha (うち農地面積 約28万ha) [平成32年度まで]

<事業の内容>

1. きめ細やかな長寿命化対策

- 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、分水ゲート自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水栓の導入などによる水管理・維持管理の省力化を支援します。
- ハード対策を行うための、機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- 小規模なため池を対象として、災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置など、防災減災に資する対策を支援します。また、**ため池の統廃合等を実施可能とします(定額)**。

3. ため池の保全・避難対策

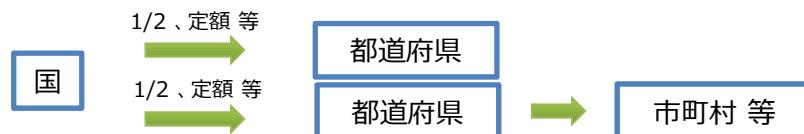
- ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、**都道府県等を単位として行うパトロールなど監視・保安全管理に資する活動等を支援します(平成32年度まで定額)**。

<実施区域> 農振農用地、**生産緑地(拡充)**等

<実施要件>

- 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
工事期間3年 (**ため池の場合は5年以内(拡充)**) 以内 等
※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ> ※事業実施年度での採択申請が可能(複数回受付)



<事業イメージ>

きめ細やかな長寿命化対策



漏水防止のための整備



自動給水栓の導入



老朽化した施設の機能診断

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の統廃合

ため池の保全・避難対策



ため池の管理技術習得の研修

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
農村振興局防災課 (03-6744-2210)

農業水路等長寿命化・防災減災事業の拡充内容

1. 小規模なため池の防災減災対策の着実な促進と保全・避難対策の推進

ため池整備の推進

ため池整備の拡充

要件の拡充

ため池の整備を着実に実施するため、1地区当たりの工事期間を3か年以内から5か年以内に延長。

ため池整備に必要な調査計画の拡充

ため池の耐震性点検・調査の定額助成の上限額の拡充

ため池整備に必要な耐震性点検・調査については、1地区当たりの定額助成の上限額を3,000万円に引き上げ、複数のため池を同時に調査することで、効率的な調査を可能とする。
(定額助成の上限額の拡充は平成32年度まで)

監視・管理体制の強化

ため池の監視・管理体制の強化

補助率の定額化

ため池の状況を速やかに把握するための監視カメラや水位計等の管理施設の整備、ため池の防災機能を確保するために必要な施設の軽微な補修等について定額で支援する。
(定額助成は平成32年度まで)

ため池の統廃合の推進

事業の拡充

施設が決壊した場合、下流の家屋等に影響を与えるおそれのあるため池の廃止を定額で支援し、ため池の統廃合を加速化する。

【定額助成の上限額】

堤高5m未満	: 上限1,000万円／箇所
堤高5m以上10m未満	: 上限2,000万円／箇所
堤高10m以上	: 上限3,000万円／箇所

ため池の保全・避難対策の推進

ため池のハザードマップの作成

定額助成の上限額と要件の拡充

ため池のハザードマップ作成については、定額助成(上限無し)するとともに、ソフト単独での実施を可能とする。
(定額助成は平成32年度まで)

ため池の保全・管理体制の構築

要件の拡充

ため池の監視・管理に必要な技術習得のための研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動についてソフト単独での実施を可能とする。(定額助成は平成32年度まで)

事業の創設

ため池の地域(市町村)又は都道府県単位で行う監視・保全管理に資する活動を支援。
(平成32年度まで定額助成(上限1,000万円)とし、以降は定率とする)

2. 都市農地の保全を図るため長寿命化対策の実施区域を拡充

拡充の背景

近年、都市農業は、住民に地元産の新鮮な農産物を提供する機能のみならず、都市住民が身近に農業に親しむ場所や災害時の避難場所の提供など多様な機能の発揮という観点から、住民の評価が高まっている(「都市農業振興基本計画」(平成28年閣議決定)で、都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置付けが転換)。本国会での都市農地の貸借の円滑化に関する法律の成立を契機として拡充を行う。

<拡充(追加する区域)> ①生産緑地法に基づく生産緑地【市街化区域内】、②地方公共団体との契約・条例等により適正な保全が図られている農用地【市街化調整区域内】において、現況施設の機能を維持するものに限る。また、次のいずれかに該当する農地を受益地を含むこと(A:生産物を地元直売所等で販売、B:市民農園など農業に親しむ場を提供、C:防災協力農地など防災の観点から必要)。